

(事業の目的)

第1条 グッドライフ株式会社が開設する生きがいの郷デイサービス花園新館（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護（予防給付基準サービス事業所）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「指定地域密着型通所介護（予防給付基準サービス事業所）従事者」という。）が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定地域密着型通所介護（予防給付基準サービス事業所）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の指定地域密着型通所介護従事者は、要介護状態等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

2 予防給付基準サービス事業所従事者は、要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に努め、その目標を設定し計画的に行う。

4 利用者の意見及び人格を尊重し、常に利用者の立場でサービスの提供に努めるものとする。

5 事業の実施にあたっては、利用者の市区町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

6 指定地域密着型通所介護（予防給付基準サービス事業所）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うと共に、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）へ情報の提供を行う。

7 前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）、「指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第35号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 生きがいの郷デイサービス花園新館
- 2 所在地 兵庫県 豊岡市 若松町7-8

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとし、各職員の員数は別紙のとおりとする。

1 管理者（常勤1名）生活相談員兼務

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2 通所介護従事者 生活相談員（営業日毎に、サービス提供時間を通じて1名以上）

介護職員（営業日毎に、サービス提供時間を通じて1名以上、15名以上の場合は、あと1名職員を配置）

通所介護従事者は、指定地域密着型通所介護（予防給付基準サービス事業所）の業務にあたる。生活相談員は、指定地域密着型通所介護（予防給付基準サービス事業所）の利用申込にかかる調整、通所介護計画の作成等を行う。また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。

介護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

3 機能訓練指導員（非常勤1名以上）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から土曜日（祝日含む）＊1月1～3日は休日

2 営業時間 午前8時半から午後5時半

（利用定員）

第6条 事業所の利用者の定員は、下記のとおりとする。

1単位 サービス提供時間帯 午前9時15分から午後4時30分（送迎時間を除く）18人

（指定通所介護の提供方法、内容）

第7条 指定地域密着型通所介護（予防給付基準サービス事業所）の内容は、居宅サービス計画又は予防給付基準サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画等の作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

1 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する  
排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体の介護

2 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する  
衣類着脱の介護、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助

3 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する

食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助

4 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う

5 アクティビティ・サービスに関すること

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。

レクリエーション、生活リハビリテーション、音楽活動、制作活動、行事的活動、体操

6 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には通所介護従事者が添乗し必要な介護を行う。実施地域外の送迎は、1km50円とする。

送迎、移動、移乗動作の介助

7 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う

(指定居宅介護支援事業者等との連携等)

第8条 指定地域密着型通所介護（予防給付基準サービス事業所）の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、綿密な連携に努める。

3 正当な理由なく指定地域密着型通所介護（予防給付基準サービス事業所）の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して通所介護の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者等と連携し、必要な措置を講ずる。

(個別援助計画の作成等)

第9条 指定地域密着型通所介護（予防給付基準サービス事業所）の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、援助計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画等が作成されている場合は、その内容にそった通所介護計画を作成する

2 通所介護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービスの提供記録の記載)

第10条 通所介護従事者は、指定地域密着型通所介護（予防給付基準サービス事業所）を提供した際には、その提供日・内容、当該指定通所介護について、介護保険法第41条第6項または法第53条第2項の規程により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利

用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(指定通所介護の利用料等及び支払いの方法)

第11条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、その1割または2割の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生労働省告示第19号)によるものとする。

2 指定予防給付基準サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額(月単位)とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割の額とする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)によるものとする。

3 第12条の通常の事業実施地域を越えて送迎を行った場合は、片道1kmあたり50円を徴収する。

4 食事の提供に要する費用については、400円を徴収する。

5 おむつ代については、150円を徴収する。

6 その他、指定地域密着型通所介護(予防給付基準サービス事業所)において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

7 前6項の利用料の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

8 指定地域密着型通所介護(予防給付基準サービス事業所)の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

9 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

10 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護(予防給付基準サービス事業所)に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定地域密着型通所介護(予防給付基準サービス事業所)の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、兵庫県旧豊岡市(港地区を除く)とする。

(契約書の作成)

第13条 通所介護の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第14条 通所介護従事者等は、指定地域密着型通所介護(予防給付基準サービス事業所)を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡が困難な場合は、緊急

搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 指定地域密着型通所介護（予防給付基準サービス事業所）を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。
- 3 利用者に対する指定地域密着型通所介護（予防給付基準サービス事業所）の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡すると共に必要な措置を講じるものとする。
- 4 利用者に対する指定地域密着型通所介護（予防給付基準サービス事業所）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（感染症及び非常災害対策）

第15条 指定地域密着型通所介護（予防給付基準サービス事業所）は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

防火責任者 管理者

総合防災訓練 年1回

部分訓練（消火、通報、避難誘導など） 年2回

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携を努めるものとする。
- 3 感染症及び非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の介護福祉施設等との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めるものとする。

（衛生管理及び従事者等の健康管理等）

第16条 通所介護に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 通所介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。
- 3 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第17条 利用者が入浴室及び機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

- 2 利用者は指定地域密着型通所介護（予防給付基準サービス事業所）の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- 3 ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することがある。

（苦情処理）

第18条 指定地域密着型通所介護（予防給付基準サービス事業所）の提供に係る利用者からの苦情に

迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講じるものとする。

- 2 本事業所は、提供した指定地域密着型通所介護（予防給付基準サービス事業所）に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した指定地域密着型通所介護（予防給付基準サービス事業所）に係る利用者からの苦情の関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### （個人情報の保護）

- 第19条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

#### （虐待防止及び身体拘束廃止に関する事項）

- 第20条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止及び身体拘束を廃止するための次の措置を講ずるものとする。
- 一 虐待防止及び身体拘束を廃止するための従業者に対する研修の実施
  - 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - 三 その他虐待及び身体拘束廃止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待及び身体拘束を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに対策を講じるとともに内容に応じて保険者に通報するものとする。

#### （暴力団排除）

- 第21条 事業所を運営する当該法人の役員及び事業所の管理者その他の従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）であってはならない。
- 2 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

#### （その他運営についての留意事項）

- 第22条 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従事者の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 1 か月以内
  - 二 継続研修 年 2 回以上
  - 三 個別研修 年 1 2 回
  - 四 虐待防止及び身体拘束廃止に関する研修 年 1 回以上
- 2 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
  - 3 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
  - 4 従事者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
  - 5 従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容に明記する。
  - 6 センターは、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。その完結の日から 5 年間保存するものとする。
  - 7 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、グッドライフ株式会社と生きがいの郷デイサービス花園新館の管理者との協議に基づき定めるものとする。

#### 附 則

- この規程は、平成 24 年 5 月 14 日から施行する。
- この規程は、平成 25 年 8 月 16 日から施行する。
- この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。